

このたびは、危機対応業務の要件確認における不正行為（平成 28 年 11 月 22 日公表）につきまして、株主の皆さまやお客さまをはじめ、数多くの皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

本事案が発生したことを受け、外部の専門家から構成された第三者委員会を平成 28 年 12 月 12 日に設置し、平成 29 年 4 月 25 日に調査結果及び提言等を第三者委員会から受領しました（「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する第三者委員会調査報告書を踏まえた対応について（平成 29 年 4 月 25 日公表）P. 28～参照）。さらに、平成 29 年 5 月 9 日付けで主務省から、株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条に基づく行政処分を受けました（平成 29 年 5 月 9 日公表）P. 32～参照）。

行政処分は、①調査未実施の危機対応貸付全体について、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定すること、②危機対応業務に係る業務運営の適切性を確保するため、適切な業務推進及び法令等遵守に取り組むための経営姿勢の明確化とマネジメント体制の整備・強化、組織全体での法令等遵守意識の醸成、不正リスクを踏まえた上での業務の適正性を確保するための業務フローの整備に直ちに取り組むこと、③危機対応業務の要件に該当しない案件について、他の貸付への振替等により取引先に不利益を及ぼさないよう適切かつ速やかに手続きを行うとともに、株式会社日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払いのあった利子補給金等の株式会社日本政策金融公庫への速やかな返還等の適切な対応を行うこと、④継続調査及び株式会社日本政策金融公庫への対応に係る作業工程並びに業務運営の適切性確保のための取組みに係る業務の改善計画を主務省宛提出し、直ちに実行する旨の内容となっております。

行政処分の理由は、①危機対応業務の要件確認のために顧客から提出される試算表等の書類が、多くの支店及び職員により長期間に亘って多数改ざんされていること、②池袋支店で過去に発覚した不正行為において、本来けん制機能を発揮すべきコンプライアンス統括室や監査部が行為がなかったとの結論を導き出すため、内部調査を行う際に答えを誘導する対応要領を作成・使用する等の不適切な対応を行っているなど、不適切な事務取扱等が行われていること、また、このような事態が発生した背景として、①危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を、営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、制度趣旨に沿った運用を徹底できず、経営と現場との間で認識のギャップが生じていたこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと、②けん制部署である監査部やコンプライアンス統括室は、けん制機能が発揮できておらず、本部の管理態勢に問題があったこと、③不正行為に対するリスク認識が不十分であったことに起因して、要件確認の不正防止に係る手続きに不備があるなど、管理態勢が不十分であったことが認められたことです。

このため主務省から、当面直ちに必要な再発防止策を実施するとともに、調査未実施の危機対応貸付全体について外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにすることが必

要であること、特定された問題の所在や根本原因等を踏まえ、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化(問題等の原因となった役職員の責任の明確化を含む)等に関し、新たな行政対応を検討することが申し添えられております。

当金庫といたしましては、本事案について不正行為が長年に亘り多くの支店及び職員により行われており重大な問題であると認識しております。不正リスクへの認識が甘く、不正防止に係る手続きの不備など管理態勢が不十分であったこと、危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分に徹底できず、経営と現場との間に認識のギャップを生じさせてしまったこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと、池袋支店において、過去に不正行為を把握する機会があったにもかかわらず、その機会を逸し、十分な再発防止策を講じられなかったこと等を要因として、多くの不正行為が行われていた事態を大変重く受け止めております。

当金庫は行政処分を厳粛に受け止め、この問題を根絶すべく、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して全容を解明し、問題の所在や根本原因を特定した上で、再発防止策の策定等、必要な対応にしっかりと取り組んでまいります。

調査を継続しており問題の所在や根本原因の特定には至っておりませんが、当面の対応として、第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえ、次のような取組みを行ってまいります。

外部の弁護士の関与の下、代表取締役社長直轄の改革本部を設置し、抜本的な再発防止策の策定・実施及び継続調査・顧客対応等を行ってまいります。組織体制について、厳格なコンプライアンス実施体制の構築と取締役会の関与の強化、リスク管理態勢について、不正リスクに主眼を置いた業務点検の実施や内部監査の強化等、意識改革として、経営と現場との間の企業理念の共有やコミュニケーション強化及びコンプライアンス意識向上のための研修の充実等を図ってまいります。

さらに、継続調査により問題の所在とその根本原因を特定し、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化等について取り組んでまいります。

原点に立ち返り、業務の改善計画を迅速・着実に実行していくことで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

## 1 当金庫の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### [主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

#### [金融経済環境]

平成 28 年度のわが国経済をみますと、年度前半は、海外経済の減速や金融市場の動揺を受け、景気回復の動きに停滞感がみられました。このような経済環境を受け、政府は、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率の引き上げの延期と、大型経済対策である「未

来への投資を実現する経済対策」を決定しました。年度後半は、海外経済の持ち直しや消費者マインドの回復を受け、景気に持ち直しの動きがみられました。

個人消費は、雇用環境の改善を受けた所得の増加や消費者マインドの回復により、持ち直しの兆しがみられました。住宅投資は、住宅ローン金利の低位安定や貸家需要の高まり等を受け、高水準で推移しました。設備投資は、景気の先行きの不透明感から、一進一退の動きが続きました。公共投資は過年度と比べると低水準となりました。「未来への投資を実現する経済対策」を受けた補正予算は平成 28 年 10 月に成立し、平成 29 年度以降に本格的に執行されていくものとみられます。輸出は、海外経済の持ち直しや円安の進行を受け、年度後半には増加基調で推移しました。雇用情勢は、有効求人倍率や失業率の改善が続いたこともあり、所定内給与を中心に賃金にも上昇がみられました。消費者物価は、原油価格の動向による影響が大きく、年度当初から前年比で下落が続きましたが、年度後半には上昇に転じました。

中小企業についてみますと、当金庫の「中小企業月次景況観測」において、景況感は一進一退で推移しましたが、平成 29 年 3 月調査では、景況判断指数が景況感の好転・悪化の分岐点である 50 を 3 年ぶりに上回りました。一方、人手不足と回答した企業の割合は当該項目の調査開始以来の最高値を更新しており、労働需給の逼迫による人件費負担の増加が懸念されています。

金融面につきましては、年度前半は、10 年国債の利回りがマイナス圏で推移するなど国内金利は低下傾向となりました。年度後半は、平成 28 年 9 月に日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入したことで、10 年国債の利回りは概ね 0 % 程度で推移しました。円の対ドル相場は、秋頃までは円高傾向で推移しましたが、米国大統領選挙後は、新政権の経済政策への期待や利上げ観測の高まり等を受け、円安傾向で推移しました。日経平均株価は、年度前半は横ばい圏内で推移していましたが、年度後半は海外株価の上昇や円安の進行を受け上昇しました。

## **[事業の経過及び成果]**

こうした金融経済環境の中、当金庫は、「中小企業と中小企業組合の成長に貢献する」という使命の実現に向け、セーフティネット機能の発揮に万全を期す等、組織をあげて最大限の対応を図ってまいりました。

セーフティネット機能の発揮につきましては、平成 28 年熊本地震をはじめとする突発的な自然災害や世界経済の減速等の外的要因による業績や資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務の実施を責務とされた指定金融機関として、その機能発揮に取り組みました。

成長支援につきましては、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業、地域資源の活用に他の事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と連携し、リスクマネーを供給しました。また、ものづくり補助金や中小企業等経営強化法をはじめとする各種情報の提供や、「成長・創業支援プログラム」による成長資金の供給等を通じ、お取引先の持続的成長を支援しました。平成 22 年 7 月に制度を開始した「成長・創業支援プログラム」の貸出件数は 3 万 3 千件、金額では 2 兆 1 千億円を超える実績となりました。加えて、政府による下請中小企業等対策に呼応し、下請中小企業等の取引条件改善に取り組む親事業者の資金繰りを支援するため、当金庫独自の貸付制度を創設しました。

再生支援につきましては、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等の各支援機関等と連携し、経営改善が必要なお取引先に対しては、経営改善計画策定支援やそのフォローに取り組み、業況が改善しているお取引先に対しては、新たな成長に向けた金融

取引の正常化の支援に取り組みました。

経営者保証に関するガイドラインにつきましては、ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対応するとともに、停止条件付連帯保証の対象を拡充しました。

なお、平成 25 年 3 月末で「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）が終了しましたが、終了後も返済条件の変更を希望されるお取引先に対しては、実情に応じ、懇切・丁寧に対応しております。

資金調達基盤の拡充につきましては、お客さまの資産運用ニーズに対し、定期預金「マイハーベスト」の推進等により預金の受入れ強化を図りました。また、お客さまの一層の利便性向上に向けて、平成 28 年 10 月に長崎支店、平成 28 年 11 月に高松支店の建替えを実施し、平成 28 年 7 月に津支店、平成 29 年 2 月に札幌支店を移転する等、営業拠点の整備に取り組みました。

健全な経営基盤の構築につきましては、事務の集中化やシステム化等、一層の業務効率化に積極的に取り組みました。

内部態勢整備につきましては、引き続き、お取引先の満足度が向上するよう努めました。また、I R 活動や対外広報を積極的に行ったほか、中小企業の皆さまのご意見やご助言等を当金庫の業務運営に適切に反映させるため、経営諮問委員会をはじめ、様々なお取引先との懇談の場を設け、コミュニケーションの一層の向上に努めました。加えて、他の事業者との間の適正な競争関係を確保する観点から、中小企業金融に関係する方や学識経験者から構成される業務運営委員会を開催し、ご意見・ご助言等を業務運営に適切に反映しました。

当金庫は、昨年度、創立 80 周年を迎えました。株主の皆さまやお取引先をはじめとする地域の皆さまに感謝し、全国に跨る当金庫の店舗網を活かした地域製品の紹介や、文化施設への物品寄贈、催事のサポートなど、各営業拠点において地域の特色に着目した地域貢献に取り組みました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

#### （預金）

預金は、定期預金等が減少した結果、期末残高は前期末比 557 億円減少し、5 兆 1,090 億円となりました。

#### （債券）

債券は、募集債、売出債がともに減少した結果、期末残高は前期末比 727 億円減少し、4 兆 7,441 億円となりました。

#### （貸出金）

貸出金は、セーフティネット機能の発揮に取り組みましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前期末比 1,827 億円減少し、9 兆 3,568 億円となりました。

#### （特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 60 億円減少し、204 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 69 億円減少し、109 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 1,603 億円減少し、1 兆 5,431 億円となりました。

(総資産)

総資産は、期末残高は前期末比 2,713 億円増加し、12 兆 7,788 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 8,625 億円減少し、23 兆 2,219 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引等が増加した結果、前期比 608 百万ドル増加し、7,565 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から前期比 100 億円減少し、1,602 億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用が減少したこと等から前期比 256 億円減少し、1,110 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 156 億円増加し、491 億円となり、当期純利益は前期比 197 億円増加し、313 億円となりました。

#### [対処すべき課題]

このたびの危機対応業務の要件確認における不正行為につきましては、株主の皆さまやお客さまをはじめ、数多くの皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫は本件を最優先すべき事項として対応し、調査を継続して問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにしてまいります。第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえ、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化を図り、皆さまからの信頼回復に努めていく所存です。

足下の景気は、設備投資が一進一退であるものの、海外経済の回復や雇用環境の改善を受け、持ち直しの動きがみられます。中小企業の景況感は、概ね横ばいの動きとなっておりますが、原油価格の上昇や人手不足の影響等により、今後のコスト上昇への懸念が高まっています。

また、将来的には人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、中小企業の経営ニーズは、一層高度化・多様化することが考えられます。そうした経営ニーズに対し、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を最大限活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは当金庫の使命そのものであります。

日本銀行による金融緩和により、金融機関を取り巻く経営環境は変化しておりますが、顧客第一主義の業務運営を徹底・実践することを通じて、引き続き皆さまから信頼され、

選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上や地域活性化への貢献に全力をあげて取り組んでまいります。

まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業からの借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、個々の相談者の事情に十分配慮しつつ対応してまいります。また、危機対応業務の実施を責務とする指定金融機関として、このたびの危機対応業務の要件確認における不正行為に関する第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえて、迅速・適切に対応し、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限取り組んでまいります。成長支援につきましては、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業、地域資源の活用にも他の事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と連携し、リスクマネーを供給してまいります。生産性向上を目的とした設備投資、集約化等の事業再構築、人手不足への対応等に関するニーズの高まりが見込まれる中、「適時適切な成長資金の供給」、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援につきましては、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画の策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みの強化に加え、安定的な調達基盤の拡充、一層の経営合理化に取り組むことによる健全な経営基盤等の構築により、当金庫の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
預	金	48,574	50,191	51,648	51,090	
	定期性預金	29,938	31,405	32,782	32,217	
	その他	18,635	18,785	18,865	18,873	
債	券	48,252	48,335	48,168	47,441	
貸	出	金	94,884	95,031	95,395	93,568
	融資対象団体等向け	92,760	92,869	93,267	91,556	
	融資対象団体等向け以外	2,123	2,162	2,127	2,011	
特定取引資産 (トレーディング資産)		246	234	265	204	
特定取引負債 (トレーディング負債)		151	142	178	109	
有	価	証	19,711	19,314	17,035	15,431
	国	債	16,128	15,525	12,480	9,213
	そ	の	他	3,582	3,788	4,554
総		資	124,596	125,655	125,074	127,788
産						

内 国 為 替 取 扱 高	233,339	240,720	240,845	232,219
外 国 為 替 取 扱 高	7,651 百万ドル	7,266 百万ドル	6,957 百万ドル	7,565 百万ドル
経 常 利 益	26,777 百万円	36,037 百万円	33,525 百万円	49,199 百万円
当 期 純 利 益	12,519 百万円	15,600 百万円	11,567 百万円	31,318 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	5 円 75 銭	7 円 16 銭	5 円 31 銭	14 円 38 銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経 常 収 益	2,196	2,129	2,044	1,953
経 常 利 益	274	381	349	508
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	128	168	124	324
純 資 産 額	8,845	9,022	9,038	9,353
総 資 産	125,241	126,338	125,704	128,450

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,886 人	3,924 人
平 均 年 齢	39 年 9 月	40 年 2 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 0 月	17 年 5 月
平 均 給 与 月 額	473 千円	477 千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇用員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 ( 1 )	5 ( 1 )
東 北 地 区	9 ( 1 )	9 ( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	32 ( 3 )	32 ( 3 )
東 海 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
北 陸 地 区	4 ( — )	4 ( — )
近 畿 地 区	14 ( — )	14 ( — )
中 国 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
四 国 地 区	4 ( — )	4 ( — )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 ( 1 )	12 ( 1 )
国 内 計	100 ( 8 )	100 ( 8 )
海 外 計	1 ( — )	1 ( — )
合 計	101 ( 8 )	101 ( 8 )

注 1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所

該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1	北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2	札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3	ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4	函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5	空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合



6	十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目 18・20 番地	信用協同組合
7	釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目 2 番地	信用協同組合
8	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川 207 番 1	信用協同組合
9	石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目 9 番 3 号	信用協同組合
10	古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町 7 番 8 号	信用協同組合
11	仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町 11 番地	信用協同組合
12	秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町 4 番 5 号	信用協同組合
13	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町 1 番 8 号	信用協同組合
14	山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目 3 番 3 号	信用協同組合
15	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島 687 番地	信用協同組合
16	福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町 7 番 7 号	信用協同組合
17	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町 2 番地の 5	信用協同組合
18	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町 69 番地	信用協同組合
19	会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目 1 番 30 号	信用協同組合
20	茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目 3 番 12 号	信用協同組合
21	真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目 13 番地 1	信用協同組合
22	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町 6 番 9 号	信用協同組合
23	あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町五丁目 17 番 3 号	信用協同組合
24	群馬県信用組合	群馬県安中市原市 668 番地 6	信用協同組合
25	ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町 125 番地	信用協同組合
26	熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目 57 番地	信用協同組合
27	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉 44 番地 16	信用協同組合
28	房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目 10 番地 5	信用協同組合
29	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町 1 番地の 19	信用協同組合
30	君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目 3 番地	信用協同組合
31	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目 6 番地の 1	信用協同組合
32	東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目 10 番 2 号	信用協同組合
33	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目 101 番地	信用協同組合
34	東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目 2 番 18 号	信用協同組合
35	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目 5 番 3 号	信用協同組合
36	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目 6 番 8 号	信用協同組合
37	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目 12 番 2 号	信用協同組合
38	中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目 5 番 4 号	信用協同組合
39	共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目 7 番 2 号	信用協同組合
40	七島信用組合	東京都大島町元町四丁目 1 番 3 号	信用協同組合

41	大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42	第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43	神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44	横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
45	小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46	相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177番地	信用協同組合
47	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
48	興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50	さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目9番1号	信用協同組合
51	協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
52	三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
53	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
54	新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
55	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
56	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
57	富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
58	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
59	石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
60	山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
61	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
62	長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
63	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
64	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
65	飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
66	益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
67	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
68	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
69	浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
70	沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
71	三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
72	富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
73	島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
74	磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉一丁目2番地1	信用金庫
75	焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫

76	掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目 203 番地	信用金庫
77	富士信用金庫	静岡県富士市青島町 212 番地	信用金庫
78	遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町 81 番 18 号	信用金庫
79	岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅 41 番地	信用金庫
80	信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目 5 番 1 号	信用協同組合
81	豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目 9 番 4	信用協同組合
82	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目 41 番地	信用協同組合
83	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 45 号	信用協同組合
84	京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
85	京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀 2054 番地の 1	信用金庫
86	大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 4 番 3 号	信用協同組合
87	成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目 11 番 9 号	信用協同組合
88	大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 9 番 18 号	信用協同組合
89	大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目 21 番 40 号	信用協同組合
90	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目 3 番 5 号	信用協同組合
91	大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
92	兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目 4 番 17 号	信用協同組合
93	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目 3 番 17 号	信用協同組合
94	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
95	米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目 5 番 1 号	信用金庫
96	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目 60 番地	信用金庫
97	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
98	島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
99	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目 6 番 19 号	信用協同組合
100	信用組合岡山商銀	岡山県岡山市北区野田二丁目 7 番 9 号	信用協同組合
101	笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地の 40	信用協同組合
102	広島市信用組合	広島県広島市中区袋町 3 番 17 号	信用協同組合
103	広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町 1 番 17 号	信用協同組合
104	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町 4 番 12 号	信用協同組合
105	両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地の 10	信用協同組合
106	備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目 2 番 3 号	信用協同組合
107	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号	信用協同組合
108	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町 8 番地	信用金庫
109	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
110	香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合

111	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
112	宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫 267 番地 6	信用協同組合
113	福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部 31 番地の 3	信用協同組合
114	福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 10 番 17 号	信用協同組合
115	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目 10 番 8 号	信用協同組合
116	佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町 2 番 15 号	信用協同組合
117	佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目 3 番 1 号	信用協同組合
118	佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
119	長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町 1 番 2 号	信用協同組合
120	長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町 3 番 27 号	信用協同組合
121	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町 9 番 12 号	信用協同組合
122	佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町 3 番 18 号	信用協同組合
123	福江信用組合	長崎県五島市中央町 8 番地 15	信用協同組合
124	熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町 1 番 1 号	信用協同組合
125	大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目 4 番 1 号	信用協同組合
126	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙 8241 番地 2	信用協同組合
127	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町 17 番 11 号	信用協同組合
128	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町 6 番 5 号	信用協同組合
129	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目 9 番 12 号	普通銀行
130	コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目 10 番 1 号	信用金庫
131	株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号	普通銀行
132	全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目 8 番 4 号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,069
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
-----	-----

ホスト用磁気ディスク装置代替工事	468
高松支店建替え	423
津支店店舗移転	414
長崎支店建替え	362

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	設立 年月日	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	事務代行 業務	昭和 37 年 9 月 8 日	90 百万円	100.00	—
株式会社商工 中金情報シス テム	東京都東村山 市美住町二丁 目 10 番 1	ソフトウ ェアの開 発、計算受 託業務	昭和 48 年 12 月 14 日	70 百万円	— (100.00)	—
商工サービス 株式会社	東京都中央区 京橋三丁目 3 番 2 号	福利厚生 業務	昭和 57 年 11 月 25 日	32 百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株 式会社	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	不動産管 理業務	昭和 47 年 6 月 22 日	35 百万円	100.00	—
株式会社商工 中金経済研究 所	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	情報サー ビス、コン サルティ ング業務	昭和 49 年 12 月 10 日	80 百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リー ス株式会社	東京都台東区 上野一丁目 10 番 12 号	リース業 務	昭和 57 年 10 月 8 日	1,000 百万円	100.00	—
商工中金カー ド株式会社	東京都港区芝 大門二丁目 12 番 18 号	クレジッ トカード 業務	平成 3 年 1 月 22 日	70 百万円	100.00	—

注 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の ( ) 内は、子会社等有する議決権の比率です。

4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、平成29年3月31日現在、463の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、香港上海銀行及びバンクネガラインドネシアと業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。  
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。  
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
安達 健祐	取締役社長（代表取締役）	—	—
稲垣 光隆	取締役副社長（代表取締役）	—	—
菊地 慶幸	取締役副社長（代表取締役） 秘書室、経営企画部、人事部	—	—
門田 光司	取締役常務執行役員 総務部、危機対応業務管理室	—	—
佐藤 昌昭	取締役常務執行役員 広報部、主計室、管理部、 与信統括部	—	—
小野口 勇雄	取締役常務執行役員 市場営業部、国際部 ソリューション事業部	—	—
清水 紀男	取締役常務執行役員 調査部、統合リスク管理部	—	—
長谷川 裕二	取締役常務執行役員 組織金融部、業務推進部	—	—
岡村 正	取締役（社外取締役）	日本商工会議所名誉会頭 東京商工会議所名誉会頭 株式会社インターネットイニシ アティブ社外取締役	—
小島 順彦	取締役（社外取締役）	—	—
清水 謙之	常勤監査役	—	—
亀水 晋	常勤監査役（社外監査役）	—	—
加藤 隆一	監査役	—	—
本橋 美智子	監査役（社外監査役）	本橋総合法律事務所弁護士	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。

2. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。  
補欠監査役 末吉 亙
3. 取締役安達健祐氏は、平成28年6月28日付で旭化成株式会社社外取締役を退任しております。
4. 社外取締役岡村正氏は、平成28年6月24日付で株式会社 IHI 社外取締役を退任しております。
5. 社外取締役小島順彦氏は、平成28年6月23日付で三菱重工業株式会社社外取締役を、平成28年6月24日付で三菱商事株式会社取締役を、平成28年6月29日付で武田薬品工業株式会社社外取締役を、それぞれ退任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	13人	191 (うち報酬以外の金額23)
監査役	7人	52 (うち報酬以外の金額2)
計	20人	244 (うち報酬以外の金額26)

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額200万円以内、監査役については月額500万円以内です。
3. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額190万円及び役員退職慰労金300万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額200万円及び役員退職慰労金0万円を含めております。
4. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成28年6月23日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名が含まれております。
5. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

### ① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長	1,989,003円	(1,229,000円)
取締役副社長	1,812,598円	(1,120,000円)



専務取締役	1,668,561 円	(1,031,000 円)
取締役常務執行役員	1,526,143 円	( 943,000 円)
常勤監査役	1,450,078 円	( 896,000 円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. ( ) 内は、支給月額のうち、「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

## ② 退職慰労金

退職の日における「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数)×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

### ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年6月23日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役3名に対し計62百万円及び監査役2名に対し計4百万円

(上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額62百万円が含まれております。)

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
岡村 正	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
小島 順彦	
本橋 美智子	

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
岡村 正	日本商工会議所 名誉会頭
	東京商工会議所 名誉会頭
	株式会社インターネット トイニシアティブ 社外取締役
	株式会社IHI 社外取締役(平成28年6月24日退任)
小島 順彦	三菱商事株式会社 取締役(平成28年6月24日退任)
	三菱重工業株式会社 社外取締役(平成28年6月23日退任)
	武田薬品工業株式会社 社外取締役(平成28年6月29日退任)

亀水 晋	該当ございません。
本橋 美智子	本橋総合法律事務所 弁護士

- 注 1. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化に係る情報交換等を行っております。
2. 当金庫と株式会社 I H I、株式会社インターネットイニシアティブとの間に特別な関係はありません。
3. 当金庫と三菱商事株式会社、三菱重工業株式会社及び武田薬品工業株式会社との間に特別な関係はありません。
4. 当金庫と本橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
岡村 正	12 ヶ月 (通算5年9ヵ月)	当期開催の取締役会 15 回のうち 13 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
小島 順彦	12 ヶ月 (通算3年9ヵ月)	当期開催の取締役会 15 回のうち 11 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
亀水 晋	9 ヶ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会 11 回すべてに出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会 10 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
本橋 美智子	12 ヶ月 (通算2年9ヵ月)	当期開催の取締役会 15 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 18 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

- 注 1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当金庫定款第 26 条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面による決議を 2 回行っております。
3. 事業の経過及び成果等に記載のとおり、危機対応業務の要件確認における不正行為が判明しております。社外取締役及び社外監査役の各氏は、当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令等遵守の観点から発言を行っ

ており、当該事実判明後も、当該事実の徹底した調査、速やかな情報開示、原因究明、再発防止について意見表明を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	33 (うち報酬以外の金額1)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。

### (4) 社外役員の意見

該当ございません。

## 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 25,402名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085千株	0.37
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087千株	0.27
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	5,980千株	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300千株	0.24
大 阪 船 場 繊 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810千株	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662千株	0.21
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	4,626千株	0.21
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,223千株	0.19
共 立 信 用 組 合	3,772千株	0.17

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,076千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000 千株	46.68%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	692,056 千株	31.79%
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	626,021 千株	28.76%
事 業 協 同 小 組 合	0 千株	0.00%
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	63,771 千株	2.93%
企 業 組 合	2,263 千株	0.10%
協 業 組 合	6,851 千株	0.31%
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,389 千株	1.12%
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,815 千株	0.08%
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,877 千株	0.17%
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	593 千株	0.02%
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,368 千株	0.15%
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4 千株	0.00%
市 街 地 再 開 発 組 合	-	-
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	425,544 千株	19.55%
そ の 他	1,952 千株	0.08%

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 10,076 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大木 一昭 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	123	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬に係る計画と実績の対比、および他社の情報を収集し、当年度の報酬について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」

		<p>②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外支店設立に関するアドバイザー・サービス業務</li> <li>・全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務等</li> </ul>
--	--	---

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 131 百万円であります。

**(2) 責任限定契約**

該当ございません。

**(3) 会計監査人に関するその他の事項**

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実  
該当ございません。

**6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

特に定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
  - ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
  - ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
  - ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
  - ホ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
  - ヘ. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
  - ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
  - ロ. 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
  - ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
  - ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
  - ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
  - ニ. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。

ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。

ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。

ニ. コンプライアンス統括室は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り役員及び経営会議に報告する。

ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。

3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。

ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。

ニ. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。

4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。

5. その他

イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。

ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
  - ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
    - イ. 取締役及び使用人は、当社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
    - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
    - ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
  - 2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
    - イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
    - ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
  - 3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
    - イ. 当社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
  - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
  - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
  - ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。



## 8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当金庫といたしましては、本事案について不正行為が長年に亘り多くの支店及び職員により行われており重大な問題であると認識しております。不正リスクへの認識が甘く、不正防止に係る手続きの不備など管理態勢が不十分であったこと、危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分に徹底できず、経営と現場との間に認識のギャップを生じさせてしまったこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと、池袋支店において、過去に不正行為を把握する機会があったにもかかわらず、その機会を逸し、十分な再発防止策を講じられなかったこと等を要因として、多くの不正行為が行われていた事態を大変重く受け止めております。

調査を継続しており、問題の所在や根本原因の特定には至っておりませんが、当面の対応として、第三者委員会の調査結果や提言、及び主務省からの行政処分を踏まえ、当金庫は、外部弁護士も関与の上、代表取締役社長直轄の改革本部を設置し、抜本的な再発防止策の策定・実施及び継続調査・顧客対応等を適切に実施してまいります。組織体制の強化について、コンプライアンス及び内部監査に係る取締役会の関与強化を図るため、「コンプライアンス会議」「内部監査会議」を取締役会直下の代表取締役社長を議長とする「経営会議」に格上げし、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び内部監査体制の強化を図ってまいります。

さらに、継続調査により問題の所在とその根本原因を特定し、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化等に向けた組織体制の見直しについて取り組んでまいります。

上記の他、平成 28 年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しております。「コンプライアンス規程」に基づき、危機対応業務の要件確認における不正行為を踏まえた「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。  
また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示したコンプライアンス・ハンドブックを制定し、全役職員へ配布し組織全体に周知しております。  
法令や内部規定に抵触する事案等が発生した場合は、速やかに取締役、常務執行役員及び監査役へ報告を行う体制を整備しており、また不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外窓口を設置）を整備しております。  
反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。
- (3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況  
取締役会は半期毎に、リスク管理にかかる取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し要否を決定しております。危機対応

業務の要件確認における不正行為を踏まえ、オペレーショナルリスクにかかるRCSA（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の強化を織り込んだ、平成29年度のリスク管理プログラムを策定しております。

監査部は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、その監査結果について、取締役会及び経営会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を15回開催したほか、会社法第370条及び当金庫定款第26条に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面による決議を2回行っております。

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業年度は平成28年6月及び平成28年12月に開催しました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を経営企画部関連事業室とし、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。

統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を半期毎に取締役会及び経営会議に報告しております。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程において、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを代表者確認とし、代表者確認の基本的事項については「代表者確認基本通牒」を定めております。

「代表者確認基本通牒」に基づき、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築するとともに、「代表者確認に係る有効性評価基本通牒」に基づき、その体制を検証しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の審議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

平成28年4月から平成29年3月までの間に計4回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。平成29年3月には内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を開催いたしました。

**9 会計参与に関する事項**

会計参与を設置していません。

**10 その他**

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。

平成 29 年 4 月 25 日  
商 工 中 金

## 「危機対応業務の要件確認における不正行為」に関する 第三者委員会調査報告書を踏まえた対応について

当金庫は、平成 28 年 11 月 22 日付「危機対応業務における不適切な手続による貸付について」にて、危機対応業務において不適切な貸付が行われたことを、平成 29 年 1 月 6 日付の続報にて、同時点で判明している状況を、ご報告いたしました。本件につきましては、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、平成 28 年 12 月 12 日、國廣正弁護士を委員長とする第三者委員会を設置し、調査及び発生原因の究明と再発防止策の提言を依頼するとともに、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、第三者委員会から「調査報告書」を受領し、監督官庁に対して法令に基づく報告を行い、経済産業大臣及び財務大臣から危機対応業務の要件に該当しない案件についての適切な対応、再発防止策の適切な実施及び調査の引き続きの実施について指示を受けました。

調査結果の概要、本事案に対する当金庫の認識、関係者の処分、調査結果を踏まえた取組み等については以下の通りでございます。

この度の問題に関しまして、お取引先の皆様その他多くのステークホルダーの皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。当金庫は、報告書のご指摘を真摯に受け止め、ステークホルダーの皆様及び社会からの信頼を回復すべく、全社一丸となって再発防止等に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 概要

危機対応業務を行うにあたっては、お客様が危機対応業務の貸付対象となる要件である「危機の影響により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している」ことなどを、お客様から提出された試算表等に基づき確認をいたしますが、一部の職員がその試算表等の数値・日付の入替え、変更等の改ざんを行ったもの（以下「不正行為」という）です。

不正行為により、危機対応業務の要件に該当しないものを該当したものとしていた場合には、損害担保や利子補給等の国の制度の対象とならないこととなります。

## 2. 第三者委員会による調査結果及び当金庫による要件該当確認結果

第三者委員会による調査の結果、不正行為が判明した口座、及び試算表等の真正性が確認できず不正行為の疑義を払拭できなかった口座は、次表の通りです。詳細については、第三者委員会の調査報告書をご参照下さい。

### 【第三者委員会調査結果】

	不正行為が判明した 口座	不正行為の疑義を払拭 できなかった口座
支店数(※1)	35 支店	23 支店(※2)
人数	99 名	
口座数	760 件	141 件
(当金庫による補足数値)		
貸出元高	41,386 百万円	6,682 百万円
貸出残高 (H29 年 2 月末時点)	15,672 百万円	1,949 百万円

(※1) 同一人が人事異動により複数の支店で不正行為を行っている場合は、それぞれ計上。

(※2) 不正行為が判明した支店と重複あり、合計の支店数は 43 支店

平成 29 年 2 月末までに実行した危機対応業務口座 22.1 万件の内、2.8 万件(12.6%)の口座について不正行為の調査が行われました。その内 1 万件については、全体傾向の把握のための無作為抽出調査として調査が行われ、その中での不正行為の発生率は 0.56%となっております。

当金庫では、上記の口座に対し、お客様から正しい試算表等を再受領するなどして、危機対応業務の要件に該当しない口座の特定を行いました。その結果、下表の通り、157 百万円の既受領利子補給金及び 56 百万円の補償金等につき、日本政策金融公庫への返還を要することが判明いたしました。こうした事態となったことを、非常に重く受け止めております。

### 【当金庫による再確認の結果、危機対応業務の要件に該当しない口座】

	不正行為が判明した口 座	不正行為の疑義を払拭で きなかった口座
要件非該当口座数	348 件	75 件
貸出元高	19,824 百万円	3,619 百万円
貸出残高(H29 年 2 月末時点)	7,628 百万円	988 百万円
既受領利子補給額	131 百万円	26 百万円
既受領補償金額	—	56 百万円
ツーステップローン残高	145 百万円	—

# NEWS RELEASE

## SHOKO CHUKIN BANK



### 3. 本事案に対する当金庫の認識

本事案が発生した原因について、当金庫といたしましては、以下の点が特に重要であると認識しております。

- ① 不正行為に対するリスク認識が甘かったことに起因して、要件確認の不正防止に係る手続きに不備があるなど、管理態勢が不十分であったこと
- ② 危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、国の施策の制度趣旨に沿った運用を十分に徹底できず、経営と現場との間に認識のギャップを生じさせてしまったことや、コンプライアンス意識が低下していたこと
- ③ 池袋支店において、過去に不正行為を把握する機会があったにもかかわらず、当時のコンプライアンス統括室・監査部・組織金融部が内部調査を行う際に答えを誘導するペーパーを作成・使用するなどの不適切な対応を行った結果、問題事案が適切に把握されず、十分な再発防止策を講じられなかったことなど、本部の管理態勢に問題があったこと

### 4. 関係者の処分等

役員については、今回の事態に至ったことを重く受け止め、以下の通り役員報酬の一部を自主返納することとしました。

代表取締役社長 安達健祐	報酬月額の30%、2ヵ月
代表取締役副社長 稲垣光隆、菊地慶幸	
取締役常務執行役員 門田光司、佐藤昌昭、長谷川裕二	報酬月額の20%、同上

また、次の退任役員については、以下の相当額の返納を要請してまいります。

元代表取締役社長 関哲夫、杉山秀二	報酬月額の30%、2ヵ月
元代表取締役副社長 木村幸俊、森英雄	
元代表取締役専務 法師人稔、安倍保	報酬月額の10%、同上

なお、不正行為の行為者・関係者である職員については、当金庫の規定に基づき厳正に処分いたします。

### 5. 上記の調査結果を踏まえた取組み

第三者委員会による再発防止等の提言を踏まえ、外部の弁護士との関与の下、危機対応業務等に関し、代表取締役社長直轄の改革本部を本日設置することとしました。当該本部主導のもと以下の取組みを全社一丸となって行ってまいります。

#### (1) お取引先等への対応

- ・資料の改ざんが行われており、危機対応業務の要件に該当しない口座について、お客様に不利益を及ぼさないよう、他の貸付への振替等の手続きを行うとともに、日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払のあった利子補給金・補償

# NEWS RELEASE

## SHOKO CHUKIN BANK



金の返還等の適切な対応を行います。

### (2) 抜本的な再発防止策の策定・実施

- ・既に本年1月までに、当座の対策として、営業店における手続の見直し（お客様からの受領書類にお客様と管理職が押印）や、本部内に危機対応業務管理室を設置し、危機対応業務全件の事前及び事後のチェックを実施する体制としました。また、危機対応業務を業績評価の枠組みから除外しました。さらに、職員に対して本事案の発生を踏まえたコンプライアンス研修を実施しております。
- ・今般、第三者委員会の調査により、問題の原因究明及び再発防止策の提言がなされたことを踏まえ、ガバナンス体制の見直し・リスク管理態勢の更なる強化・組織全体の意識改革等、改めて抜本的な再発防止策を速やかに検討・公表の上、着実に実施してまいります。

### (3) 継続調査の実施

- ・第三者委員会の調査により、鹿児島他特定店舗のみの問題ではなく、不正行為の拡がりが見られたことを踏まえ、利子補給金や補償金の返還等やお取引先への対応を適切に実施するため、調査未了の口座につき、外部の専門家も活用しながら継続調査を実施致します。
- ・調査の結果については、改めて公表してまいります。

平成 29 年 5 月 9 日  
商 工 中 金

## 当金庫に対する行政処分について

当金庫は、本日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、危機対応業務の要件確認における不正行為事案に関し、株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条にもとづく行政処分を受けました。この度の問題に関しまして、お取引先の皆様その他多くのステークホルダーの皆様にも、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は下記のとおりであります。当金庫といたしましては、今回の行政処分を厳粛に受け止め、このような事態を二度と発生させることのないよう、調査を継続して全容を解明するとともに、業務の改善計画を策定の上、直ちに実行し、信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

### 記

#### ○行政処分の内容

株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条に基づく命令

1. 調査未実施の危機対応貸付全体について、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定すること。
2. 危機対応業務に係る業務運営の適切性を確保するため、当面直ちに実施すべきものとして、以下に取り組むこと。
  - (1) 適切な業務推進及び法令等遵守に取り組むための経営姿勢の明確化とマネジメント体制の整備・強化
  - (2) 組織全体での法令等遵守意識の醸成
  - (3) 不正リスクを踏まえた上での業務の適正性を確保するための業務フローの整備
3. 危機対応業務の要件に該当しない案件について、他の貸付への振替等により取引先に不利益を及ぼさないよう適切かつ速やかに手続を行うとともに、株式会社日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払いのあった利子補給金等の株式会社日本政策金融公庫への速やかな返還等の適切な対応を行うこと。
4. 上記 1. 及び 3. に係る作業工程並びに上記 2. に係る業務の改善計画を平成 29 年 6 月 9 日（金）までに提出し、直ちに実行すること。
5. 上記 4. の作業工程に係る進捗状況・実施内容については、作業終了までの間、毎月取りまとめ、翌月 20 日までに報告すること。



## ○行政処分の理由等

1. 商工中金からの経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）第90条第1項第32号に基づく不祥事件等届出書並びに財務省及び経済産業省が株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第57条第1項に基づき商工中金に求めた報告によれば、危機対応業務において、以下のとおり不適切な事務取扱い等が行われていると認められること。
  - (1) 不適切な事務取扱い等
    - ①危機対応業務の要件確認のために顧客から提出される試算表等の書類が、多くの支店及び職員により長期間に亘って多数改ざんされていること。
    - ②池袋支店で過去に発覚した不正行為において、本来けん制機能を発揮すべきコンプライアンス統括室や監査部が行為がなかったとの結論を導き出すため、内部調査を行う際に答えを誘導する対応要領を作成・使用する等の不適切な対応を行っていること。
  - (2) 不適切な事務取扱い等の発生の背景として以下の点が挙げられる。
    - ①危機時に備えて措置された危機対応業務の予算を、営業店の業績評価に組み込んで配分したことなどにより、制度趣旨に沿った運用を徹底できず、経営と現場との間で認識のギャップが生じていたこと、更に、コンプライアンス意識が不十分であったこと。
    - ②更にけん制部署である監査部やコンプライアンス統括室は、けん制機能が発揮できておらず、本部の管理態勢に問題があったこと。
    - ③不正行為に対するリスク認識が不十分であったことに起因して、要件確認の不正防止に係る手続に不備があるなど、管理態勢が不十分であったこと。
2. このため、当面直ちに必要な再発防止策を実施するとともに、調査未実施の危機対応貸付全体について外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続して問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにすることが必要であること。
3. なお、本命令により特定された問題の所在や根本原因等を踏まえ、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化（問題等の原因となった役職員の責任の明確化を含む）等に関し、新たな行政対応を検討することを申し添える。

以上